

久喜市子育て支援ホームヘルパー派遣事業実施要綱の一部を改正する告示
久喜市子育て支援ホームヘルパー派遣事業実施要綱（平成２２年久喜市告示第
6２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号イ中「３月を経過する日」を「１年を経過する日」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。